

「多摩市シェアサイクル事業」仕様書

多摩市シェアサイクル事業の事業内容及び仕様は、この仕様書に定めるところによる。なお、仕様書に記載されている事項については、別に定めのない限り、事業者が市内で運営するすべてのシェアサイクル事業に適用される。

1. 実施期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで（3年間）

2. 実施エリア

多摩市域全域

3. 定義

- （1）シェアサイクルとは、複数の箇所に設置された自転車等の貸出・返却拠点（以下「サイクルポート」という。）間での移動において、利用者が自転車等を自由に借り、返却できる交通手段をいう。
- （2）公共用地とは、市が所有する不動産、道路、公園その他の公有財産及び市が第三者から借受けた不動産等であって、市が管理をしているものをいう。
- （3）自転車等とは、電動アシスト付き自転車及び特定小型原動機付自転車等の軽車両をいう。

4. 役割分担

（1）多摩市

- ①サイクルポート用の公共用地の提供
- ②公共用地に係るシェアサイクル事業に関する関係機関との協議・調整
- ③市民等への周知・広報、利用増進に関する取組
- ④事業者が実施するサイクルポートの確保に関する取組への協力

（2）事業者

- ①シェアサイクル事業の運営（利用者の登録、料金徴収、自転車等の回収・再配置、苦情対応等）
- ②施設及び器材（自転車等、サイクルポート等）の整備・維持管理、撤去及び原状回復
- ③違法駐輪対策
- ④サイクルポート用公共用地以外でのサイクルポートの確保
- ⑤利用者への周知・広報、利用増進に関する取組
- ⑥利用者への交通ルールやマナー等の啓発
- ⑦各種データの収集・整理及び多摩市への提供
- ⑧本事業の結果報告

5. シェアサイクルの内容

(1) システム及び利用方法

- ①市内に複数のサイクルポートを設置し、設置箇所における個別の制約がない限り、いつでもどのサイクルポートでも自転車等の貸出・返却が可能なシステムとすること。
- ②スマートフォンなどを利用し、ポート位置・利用可能情報確認、予約、貸出、返却および決済が可能なシステムとすること。
- ③誰でも容易に利用登録ができ、利用可能なシステムとすること。
- ④利用者の個人認証を行うこと。
- ⑤近隣自治体を含む他の自治体に設置されたサイクルポートと市内のサイクルポートとの間においても、自転車等の貸出・返却が可能なシステムとすること。

(2) サイクルポート

- ①無人で貸出・返却が可能なシステムとすること。
- ②サイクルポートには、視認性の高い利用案内板を設置することを原則とする。
- ③設置及び撤去が容易に行える構造とすること。
- ④各サイクルポートについて駐輪可能台数を定めるとともに、定められた駐輪可能台数以上の自転車等を駐輪できないシステムとすること。
- ⑤サイクルポートに電源が必要な場合は、事業者が電源を確保すること。
- ⑥サイクルポート（サイクルポートに附属する設備を含む。）は、東京都屋外広告物条例等各種法令を遵守するとともに、地域との景観との調和を考慮したデザインとすること。
- ⑦ラックの整備、駐輪可能エリアの明示など、自転車等が整然と駐輪できるようなものとする。また、サイクルポートに設置された自転車等が倒れる等により、第三者に危害等を加えることが生じないような措置を講ずること。
- ⑧公共用地以外でのサイクルポートの設置を積極的に行うこと。なお、当該設置に係る相手方との協議、契約等の手続きは、原則として事業者が行うこと。
- ⑨シェアサイクル事業終了後は、公共用地に設置したサイクルポート及び附属する設備を撤去し、原状回復を行うこと。

(3) 自転車等

- ①制御装置（ブレーキ）や警音器を備え付けるなど、道路交通法等の関連法令に適合した車両を使用すること。また、安全性、操作性、耐久性の高いものとする。
- ②電動アシスト付き自転車の配備は必須とする。なお、特定小型原動機付自転車等の軽車両の配備は任意とする。
- ③自転車等台数はサイクルポートの駐輪可能台数の半数程度を目標に配備すること。
- ④自転車等の位置情報が把握できる機能を搭載すること。

(4) 料金

- ①多くの人に利用してもらえるような料金とすること。

6. 事業の運営

事業者は、下記事項に留意して本事業の運営を行うこと。

- ①必要な人員・体制を整え、円滑な運営に努めること。
- ②利用者からの問い合わせに対応できるよう、コールセンター等を設置すること。また、営業時間外についても、連絡・対応可能な体制とすること。
- ③配置している本事業用自転車等について台数に偏りが生じた場合は、サイクルポート間での再配置を行うこと。また、本事業用自転車等がサイクルポート以外の場所に放置された場合は、速やかに回収すること。
- ④利用者が安全に利用できるよう、自転車等及びサイクルポートは定期的にメンテナンスを行うこと。
- ⑤設備の不具合及び損傷、事故並びにトラブル等が生じた場合は、速やかに対応すること。
- ⑥サイクルポートには、本事業用自転車等以外の自転車等が停められないよう配慮するとともに、停められていた場合は適切な対応を行うこと。
- ⑦サイクルポートを廃止する場合は、速やかに設備を撤去し、原状回復を行うこと。
- ⑧利用者のケガや損害賠償事故（対物・対人）に対応するため、適切な補償額が設定された保険に加入すること。
- ⑨利用者の個人情報、法令に基づき適正に管理すること。
- ⑩利用者に交通ルールやマナー等の啓発を行うこと。また、ヘルメットの着用が普及するよう努めること。
- ⑪自転車等の盗難対策を行うこと。
- ⑫設置した全てのサイクルポートについて、第三者から本事業に関連する苦情等が発生した場合は、役割分担に基づき、責任を持って対応処理すること。
- ⑬本事業用自転車等が違法駐輪として撤去・保管された場合は、事業者の費用負担において対応すること。

7. サイクルポート用公共用地の提供

- ①本市は、サイクルポートの設置用に、別紙に記載する公共用地を提供予定であるため、当該箇所にサイクルポートを、本事業開始後速やかに設置すること。ただし、各施設管理者や関係部署等との調整の結果、提供する公共用地は変更となる場合がある。
- ②サイクルポートの設置に関する各種条件や管理者の承認が得られれば、サイクルポートを設置する公共用地は今後も増設する可能性がある。
- ③本市が提供する予定のサイクルポート用公共用地には基本的に電源がないため、電源設備を整備する場合は、関係者間で協議を行い、事業者の負担で整備すること。
- ④公共用地のサイクルポートにおいて、施設等の管理上必要が生じた場合や、利用者以外の市民への支障が生じた場合は、休止、撤去又は一時撤去を命じることがある。なお、その際に発生する費用は事業者の負担とする。

8. 事業に係る費用等

- ①本事業の運営に要する費用（公共用地以外のサイクルポート設置に係る土地使用料等

の費用を含む。)は全て事業者の負担とする。

②本市が提供するサイクルポート用公共用地の使用料は無償とする。

③利用者の利便性の確保を優先した上で、本事業における売上のうち、公共用地のサイクルポートにおいて得られた売上げの一部を納付金として市に還元すること。還元率については、5%を下限とし、事業者からの提案を基に協議し決定するものとする。

④上記③以外の売上は、全て事業者に帰属する。

9. 事業の維持・改善

①利用者の利便性を維持するため、現在実施中の実証実験におけるサービス規模をできるだけ早期に確保すること。また、これを実施するための方針を提案すること。なお、令和6年7月31日現在のサイクルポートの状況は「11. サイクルポート用公共用地一覧」のとおりである。

②本事業開始以降のサイクルポート・自転車等の増設に関する計画を作成すること。

10. 分析及び報告

①事業者は、以下の報告書を本市に提供すること。また、各種分析等に必要なデータを市の求めに応じて提供すること。

報告書	提出時期	内容
定期報告書	実施月の翌月末日まで	【各月の実施状況】 ・自転車等及びサイクルポートの利用状況（利用者数、利用回数、利用時間、回転率、自転車等台数、サイクルポートの設置数等） ・利用者の移動データ ・収支状況 ・その他多摩市が指定する事項
年度報告書	各年度終了後30日以内	【各年度の実施状況】 ・同上 ・効果検証、課題、今後の方向性等
最終報告書	事業終了後30日以内	【事業期間すべての実施状況】 ・同上

②事業者は、必要に応じ、利用者に満足度や交通行動の変化等に関するアンケート調査を実施し、調査結果を本市に報告すること。

11. サイクルポート用公共用地一覧

(令和6年7月31日現在)

No.	名称	住所	駐輪可能台数
1	愛宕東公園	愛宕1丁目6-6	7
2	永山駅南側	永山1丁目	3
3	永山駅北側	永山1丁目	5
4	瓜生緑地	永山5丁目8	5
5	市民活動・交流センター	貝取1丁目2-6-1	3
6	貝取こぶし館	貝取5丁目5-4-5-1	5
7	せいせき公園	関戸1丁目5-1-2	5
8	関戸第三公園	関戸3丁目10-10	6
9	九頭龍公園	関戸4丁目5-9	5
10	多摩市役所 東庁舎前駐輪場	関戸6丁目12-1	5
11	多摩市役所 西会議室前駐車場	関戸6丁目12-1	8
12	乞田・貝取ふれあい広場	乞田810番地	7
13	ゆう桜ヶ丘	桜ヶ丘1丁目17-7	5
14	いろは坂桜公園	桜ヶ丘4丁目33-9	5
15	山王下緑地	山王下1丁目2	3
16	多摩市立陸上競技場	諏訪4丁目9	5
17	ひじり館	聖ヶ丘2丁目21-1	5
18	中沢池公園	中沢1丁目33	4
19	鶴牧西公園	鶴牧2丁目22	5
20	からきだ菖蒲館	鶴牧6丁目14	3
21	唐木田公園	唐木田1丁目13-6	7
22	多摩市立総合体育館	東寺方588番地1	7
23	二幸産業・NSP 健幸福祉プラザ	南野3丁目15-1	5
24	温水プール（アクアブルー多摩）	南野3丁目15-2	5
25	豊ヶ丘北公園	豊ヶ丘1丁目44-9	5
26	豊ヶ丘第8公園	豊ヶ丘5丁目1-1	5
27	パルテノン多摩	落合2丁目35	10
28	落合南公園	落合3丁目30	5
29	トムハウス	落合6丁目5	5
30	落川市営住宅	落川1184番地	4
31	ココスモ連光寺	連光寺3丁目57-1	5
32	三方の森コミュニティ会館	和田1254番地12	5
33	和田緑地	和田1430番地1	5
34	大栗川・かるがも館	和田2006番地4	5

※No. 13 ゆう桜ヶ丘は令和7年10月～R8.11 工事予定があり、期間中は設置不可。